

旭医大達第6号
令和8年1月14日

旭川医科大学動物実験委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学動物実験委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学動物実験委員会規程（平成16年旭医大達第110号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) 動物実験施設長 (3) 実験動物管理者 若干人 (4) 臨床医学の教授、准教授又は講師 <u>2</u> 人 (5) 基礎医学の教授、准教授又は講師 <u>2</u> 人 (6) 一般教育(人文・社会科学系を除く。)の教授、准教授又は講師 1人 (7) 一般教育(人文・社会科学系)の教授、准教授又は講師 1人 (8) その他委員長が必要と認めた者 (略)	(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する副学長 (2) 動物実験施設長 (3) 実験動物管理者 若干人 (4) 臨床医学の教授、准教授又は講師 <u>3</u> 人 (5) 基礎医学の教授、准教授又は講師 <u>3</u> 人 (6) 一般教育(人文・社会科学系を除く。)の教授、准教授又は講師 1人 (7) 一般教育(人文・社会科学系)の教授、准教授又は講師 1人 (8) その他委員長が必要と認めた者 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【改正理由】

委員会の機能を維持しつつ組織を適正化するため、改正するものである。